日本私立学校振興・共済事業団共済規程等の一部変更について

（令和七年八月八日文部科学大臣認可七文科高第七〇二号）

第一条　日本私立学校振興・共済事業団共済規程（平成九年十二月二十四日文部大臣認可諸高第四十六の二号）の一部を次のように変更する。

第二十五条の五中「千分の一・九」を「千分の四・二」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。